

返戻金制度について

当社が求人事業者に対して紹介した者の採用が決定した後に、
入社日から 6 ヶ月以内に採用者が自己都合により、退職／過失等による懲戒解雇になった場合は、下記の通り紹介料を返還致する制度を設けます。

但し、雇用者の責めによる解雇／雇用主に起因する退職／採用者の死亡／天災事変等の不測の事態／その他採用者の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。

記

- ・ 3 ヶ月以内の場合、料金の 50%（別途消費税を加算）
- ・ 6 ヶ月以内の場合、料金の 10%（別途消費税を加算）

静岡県静岡市葵区西草深町 7-1
株式会社トレイブル
代表取締役 桐部 雅史
許可番号 22-ユ-300500